

【第5章（資金流出）関係】

<暗号資産>

【関連条項】第33条

第33条-Q6 資金決済法上の暗号資産の流動性カバレッジ比率上の取扱いを教えてください。(令和4年10月19日追加)

(A)

暗号資産を担保にした資金調達等に係る資金流出率は、当分の間、第33条8号に規定するその他の資産に準じて、100%とします。

また、暗号資産を担保にした資金運用等に係る資金流入率は、当分の間、第63条第1項第5号に規定するその他の資産に準じて、100%とします。

ただし、最終指定親会社については、当分の間、なお従前の例によります。

【第10章（所要安定調達額）関係】

<暗号資産>

【関連条項】第97条

第97条-Q2 資金決済法上の暗号資産の安定調達比率上の取扱いを教えてください。(令和4年10月19日追加)

(A)

暗号資産の所要安定調達算入率は、第97条第7号に準じて、当分の間、100%とします。

ただし、最終指定親会社については、当分の間、なお従前の例によります。